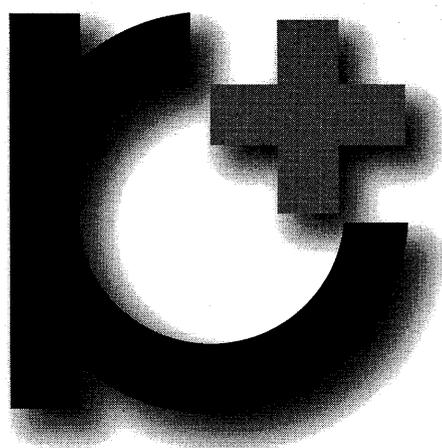


令和4年 建設業における労働災害の概況

～ 死亡災害ゼロを目指して!! ～



三大災害絶滅運動を徹底しよう

厚生労働省山口労働局
建設業労働災害防止協会山口県支部

利 用 者 の た め に

- 1 この労働災害概況は、山口県下の全産業の労働災害発生状況並びに建設業における労働災害の推移と現況を紹介するとともに、課題を明らかにしたものである。
- 2 統計表及び死亡災害事例は、山口労働局作成によるもので、年次は暦年（1月～12月）を示す。
- 3 統計表中の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く休業4日以上の被災者数を労働者死傷病報告より集計したものである。

目 次

I	労働災害発生状況の特徴と課題	1
II	全産業の労働災害発生状況と推移	
1	労働災害防止計画（5か年計画）に基づく労働災害減少目標と実績	3
2	死傷災害発生状況の推移（平成20年～令和4年）	5
3	令和3年・令和4年 全産業・建設業における業種別死傷災害発生状況	6
4	全産業、建設業における事故の型別死亡災害発生状況（平成25年～令和4年）	7
5	令和4年 全産業における業種別・規模別死亡災害発生状況	8
III	建設業の労働災害発生状況	
1	署別の災害発生状況（建設業）（平成30年～令和4年）	9
2	事故の型及び起因物別死傷災害発生状況（令和4年）	
(1)	建設業合計	10
(2)	土木工事業	11
(3)	建築工事業（木造家屋建築工事を除く）	12
(4)	木造家屋建築工事	13
(5)	その他の建設業	14
3	業種別・年齢別死傷災害発生状況（令和4年）	15
4	業種別・規模別死傷災害発生状況（令和4年）	15
5	三大災害等の発生状況	
(1)	墜落場所別の死傷災害発生状況（令和4年）	16
(2)	建設機械・クレーン等種類別の死傷災害発生状況 （令和4年、交通事故（道路）は除く）	17
(3)	工事の種類別の崩壊、倒壊による死傷災害発生状況（令和4年）	17
(4)	建設業における交通労働災害の原因別発生状況（令和4年）	18
6	建設工事の発注者別・工事の種類別災害発生状況（令和4年）	19
7	死亡災害事例（令和4年）	20
IV	参考資料	
	労働衛生の概況	21
	建設業監督実施結果	24

I 労働災害発生状況の特徴と課題

1 全産業における労働災害

- (1) 休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、令和4年は1,335人で、令和3年（1,334人）と比較して1人（+0.1%）の増加となった。
- (2) 死亡者数については、令和4年は11人で、令和3年と同数であった。
- (3) 「第13次労働災害防止計画」（計画期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）では、平成29年に比べ令和4年までに死亡災害を15%以上、死傷災害を5%以上減少させることを目標としていた。

最終年である令和4年は死亡災害を10人以下、死傷災害を1,213人以下とする目標を掲げていたが、死亡災害は目標を1人、死傷災害は目標を大きく上回る結果となった。

2 令和4年の建設業における労働災害

- (1) 令和4年の死傷者数は168人で、令和3年（206人）と比較して38人（18.4%）減少した。
全産業に占める建設業の死傷者数の割合は12.6%で、前年の15.4%より2.8ポイント減少した。
- (2) 死亡者数は4人で、令和3年と同数であった。
全産業に占める建設業の死亡者数の割合は36.4%であり、令和3年（36.4%）と同数であった。
- (3) 死傷災害を事故の型別にみると、「墜落、転落」によるものが35.1%（59人）と最も多く、次いで「飛来・落下」によるものが14.9%（25人）、「はさまれ・巻き込まれ」が10.7%（18人）の順となっている。
- (4) 死傷災害を起因物別にみると、「仮設物、建築物、構築物等」に起因するものが25.0%（42人）と最も多く、次いで「用具」と「動力運搬機」によるものが11.3%（19人）の順となっている。
- (5) 死傷災害を年齢別にみると、「60代」の31.0%（52人）が最も多く、次いで「40代以上」が20.8%（35人）、「20代」が20.2%（34人）の順となっている。

3 建設業における労働災害の特徴と課題

(1) 特徴

ア 建設業の死傷者数は平成19年以降、約270人～約170人の範囲で増減を繰り返す状況が続いている。また、死亡者数も平成24年以降、8人～4人の範囲で増減を繰り返す状況が続いており、昨年、一昨年とも4人であったものの、全産業で発生した死亡者数の3分の1以上を建設業が占めている。

イ 平成25年から令和4年までに発生した死亡災害を事故の型別にみると、「墜落、転落」が最も多く、全体の46.3%（25人）を占め、次いで「崩壊、倒壊」・「その他」が14.8%（8人）と同数となっている。

ウ 労働者数が10人未満の小規模事業場における災害が依然として多く、令和4年は死傷者数の53.6%（90人）を占めている。また、50人未満の中小規模事業場における死傷者数の割合は建設業全体の96.4%（162人）を占めている。

(2) 課題

ア 「墜落、転落」による死傷災害が3割超と最も多く、中でもはしご等（主に脚立）からの墜落・転落がそのうち3割弱を占め、かつ、死亡災害も3件発生していることから、作業開始前のリスクアセスメント等の実施の徹底を図る必要があること。また、高所作業での「墜落・転落」災害の防止には原則、安全な作業床の設置が何より肝要であり、安易な脚立、はしご等を用いた作業は控える必要があること。

また、令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から足場からの墜落防止措置が強化され、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検時の点検者の指名、組立後の点検者の氏名の記録・保存などが必要となること。

イ 高所作業時における墜落制止用器具（高さが6.75mを超える場合はフルハーネス型）の使用の徹底を図ること。また、桁・梁等の組立作業や短時間での高所作業等足場の設置が困難な場合には、防網や墜落制止用器具の使用の徹底が必要であること。

ウ 60歳以上の労働者の災害が約3割を占めていることから、令和2年3月に策定された、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を参考に、より高年齢労働者への配慮や災害防止対策を実施することが望ましいこと。

エ 元方事業者及び関係請負人はそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じる必要があること。

オ 建設業及び建設現場に付随する警備業における熱中症予防のため、暑さ指数（WBGT値）の把握や日常の健康管理の徹底に加えて、体調不良時に搬送する病院の確認や応急措置といった異常時の措置に係る体制を確立する必要があること。

カ 建設工事に対して元請負人、下請負人の間で労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化する必要があること。また、公共工事及びその他の工事の発注者は、適正な工期の設定と安全衛生経費を確保する必要があること。

Ⅱ 全産業の労働災害発生状況と推移

1 労働災害防止計画(5か年計画)に基づく労働災害減少目標と実績

第13次労働災害防止計画(13次防)の目標と実績

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間(平成30年度から令和4年度までの5か年)中に達成することを掲げていた。

(1) 死亡者数について

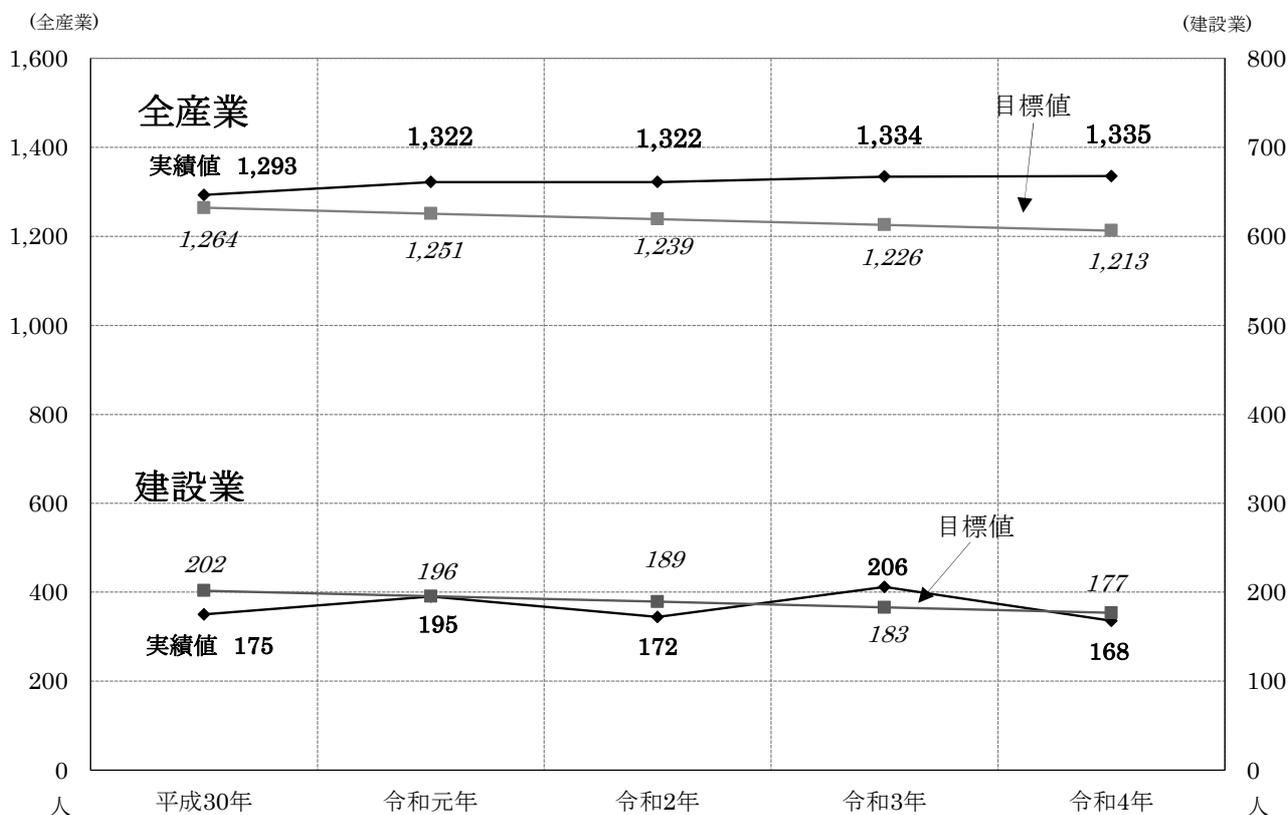
死亡災害の撲滅を目指して、平成29年と比較して、令和4年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること。建設業にあっては、令和4年までに死亡者数を6人以下に減少させること。

(2) 死傷者数について

平成29年と比較して、令和4年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を5%以上減少させること。

業種	平成29年 の実績	13 次 防 の 目 標 値					
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	最終目標(令和4年)
全産業	1,277	1,264	1,251	1,239	1,226	1,213	1,213
建設業	208	202	196	189	183	177	177

業種	年 別 実 績					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	最終目標(令和4年)
全産業	1,293	1,322	1,322	1,334	1,335	1,213
建設業	175	195	185	206	168	177



第14次労働災害防止計画(14次防)の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間(令和5年度から令和9年度までの5か年)中に達成することを目指す。

(1) 死亡者数について

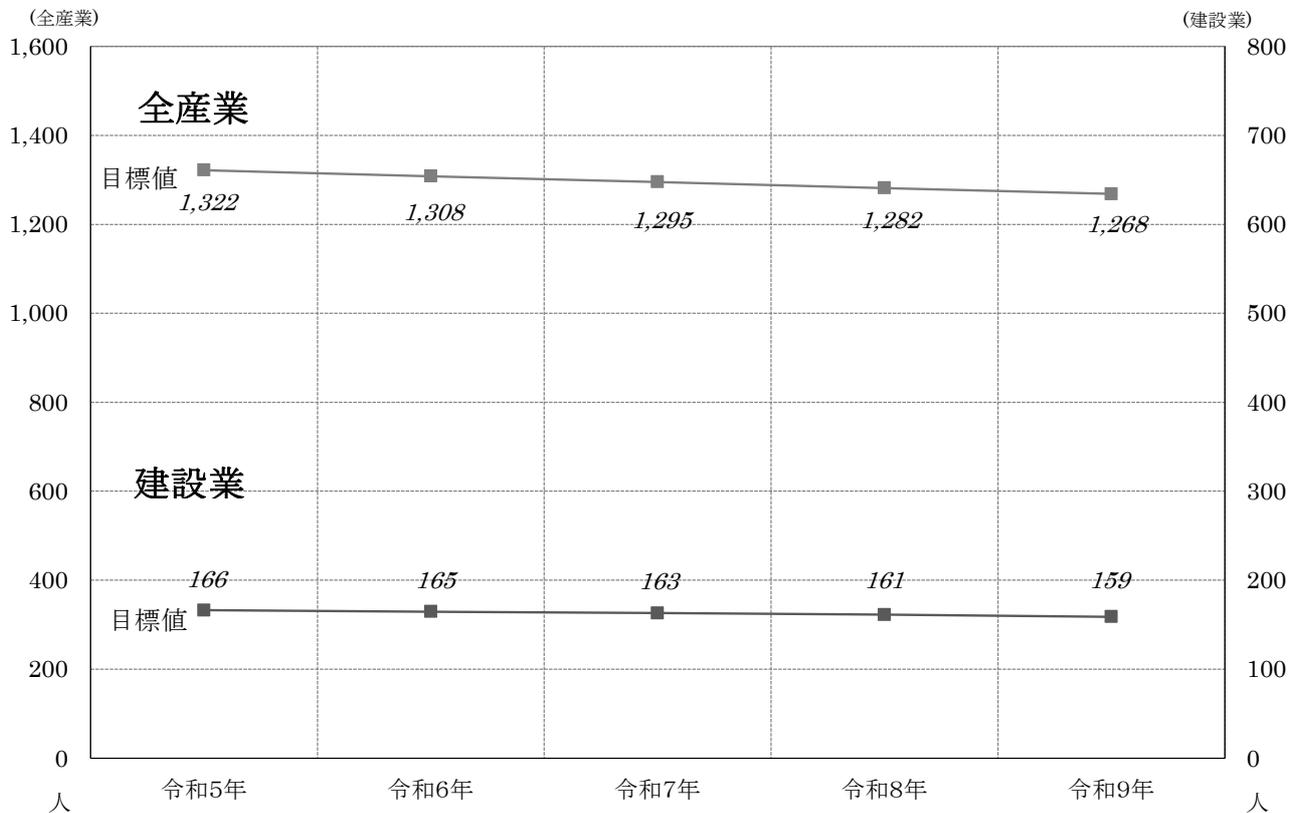
死亡災害の撲滅を目指して、令和4年と比較して、令和9年までに労働災害による死亡者の数を9%以上減少させること。建設業にあつては、令和9年までに死亡者数を25%以上減少させ、3人以下に減少させる。

(2) 死傷者数について

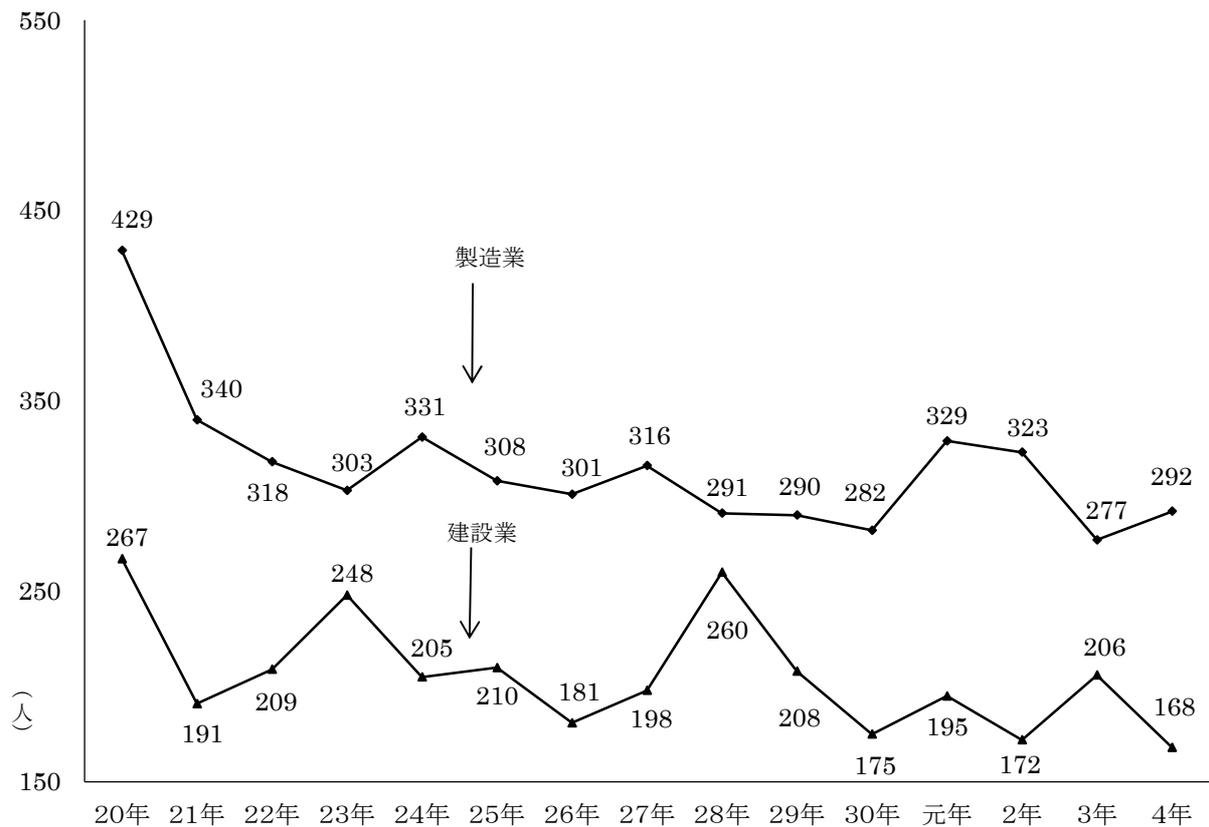
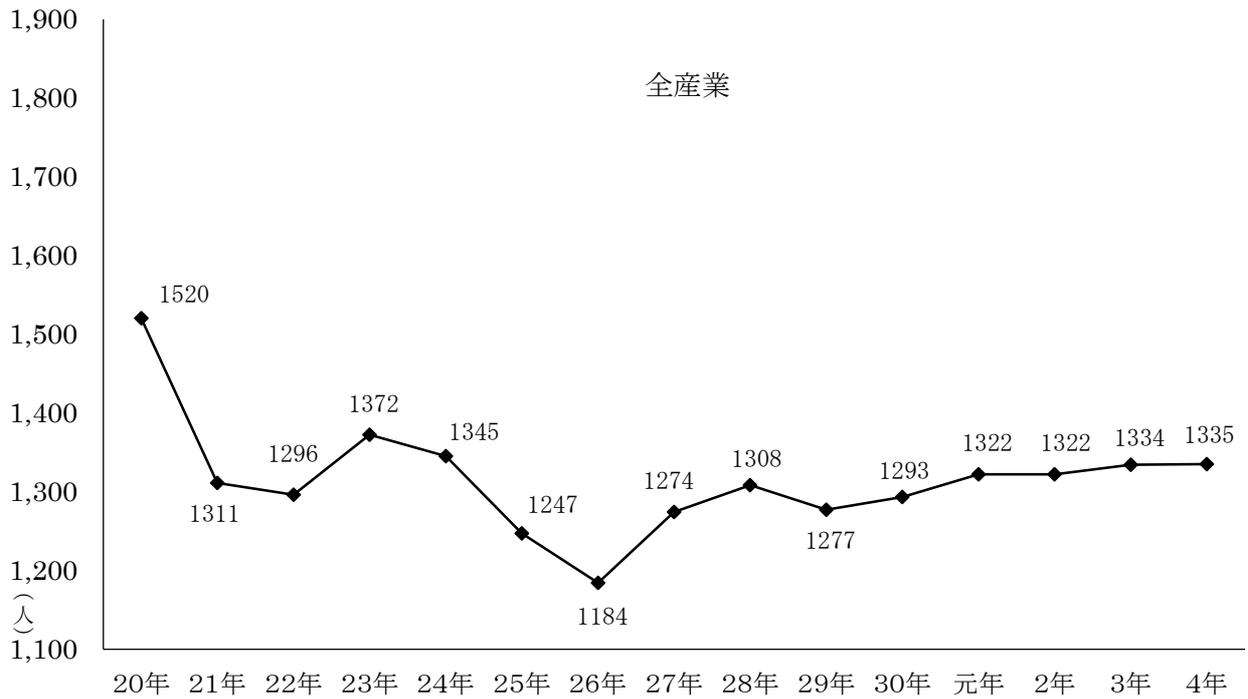
令和4年と比較して、令和9年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を5%以上減少させること。

業種	令和4年の実績	14次防の目標値					
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	最終目標(令和9年)
全産業	1,335	1,322	1,308	1,295	1,282	1,268	1,268
建設業	168	166	165	163	161	159	159

業種	年別実績					
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	最終目標(令和9年)
全産業						1,268
建設業						159

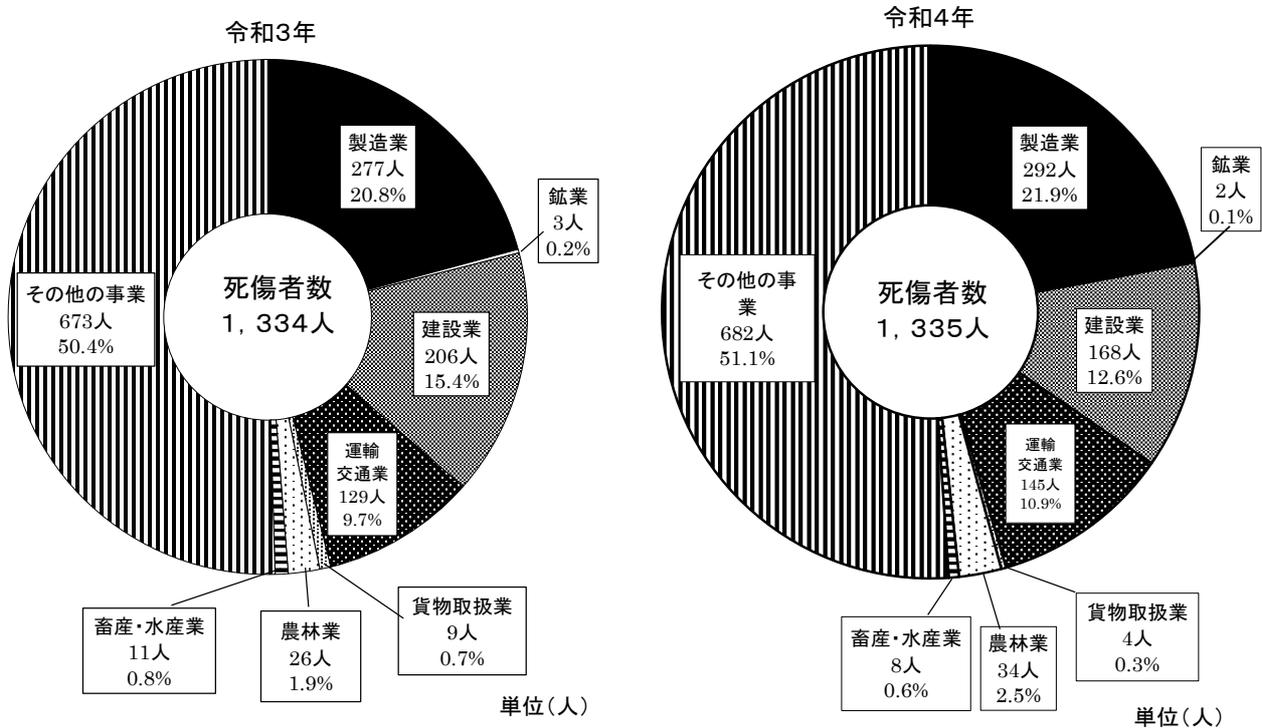


2 死傷災害発生状況の推移(平成20年～令和4年)



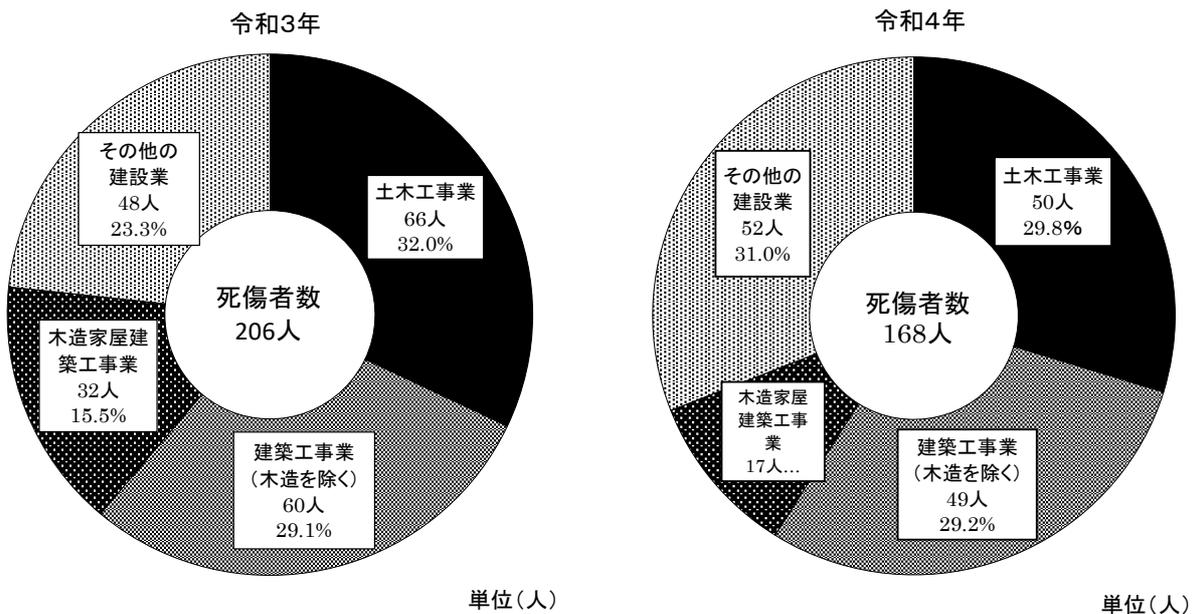
3 令和3年・令和4年 全産業・建設業における業種別死傷災害発生状況

全産業



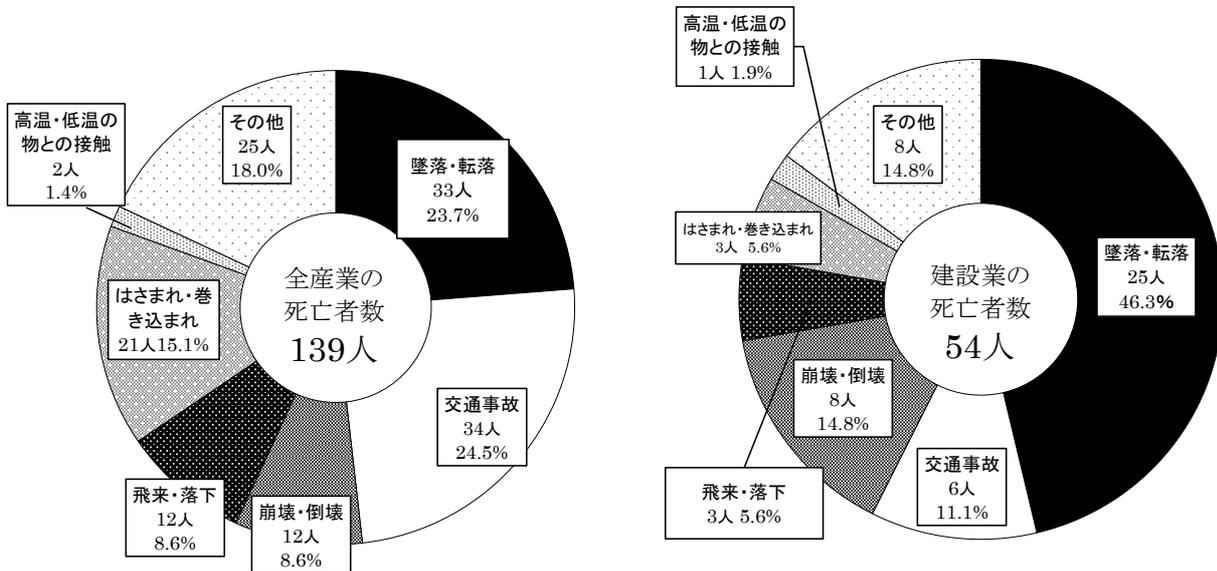
※ 「その他の事業」とは次の業種である。
 商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健・衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業

建設業



※ 「木造を除く」とは、「木造家屋建築工事業を除く」のことである。

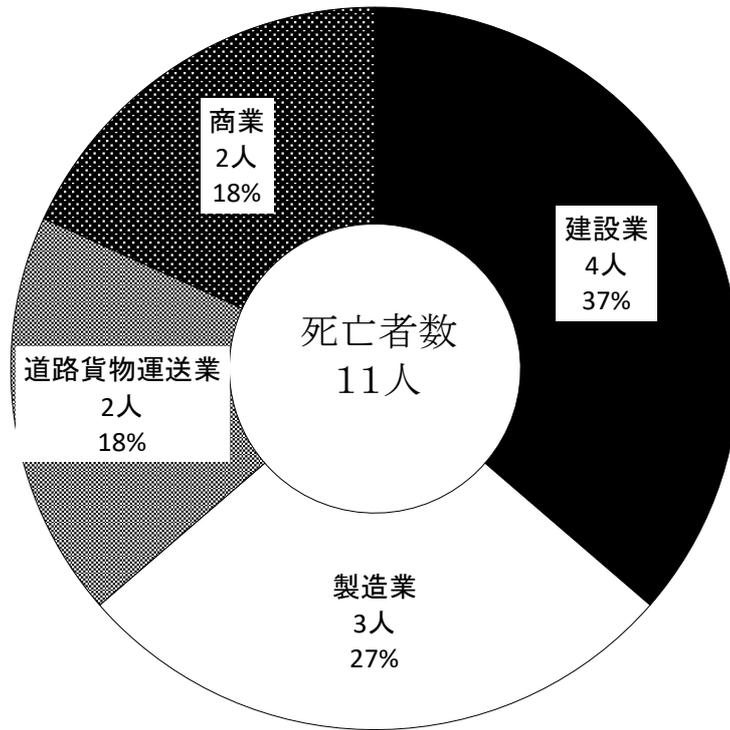
4 全産業、建設業における事故の型別死亡災害発生状況(平成25年～令和4年)



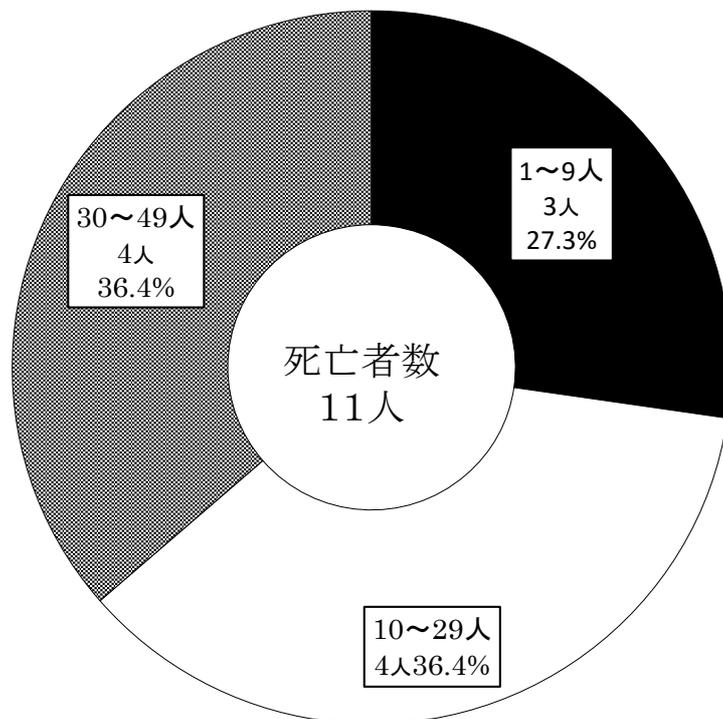
年・業種 型別	25年		26年		27年		28年		29年		30年		元年		2年		3年		4年		合計		構成比%
	建設業	全産業																					
交通事故		2	1	9	2	2	1	9	2	4		3		2		2				1	6	34	24.5
墜落、転落	4	6	4	5		1	3	5	1	1	2	2	3	4	2	2	2	2	4	5	25	33	23.7
飛来、落下		1			1	2	1	2	1	3						2		1		1	3	12	8.6
崩壊、倒壊			2	2	2	4			2	2			1	1		1	1	1		1	8	12	8.6
はさまれ、巻き込まれ		3	1	3		1		1			1	4		3		1	1	4		1	3	21	15.1
高温・低温の物との接触												1	1	1							1	2	1.4
その他		2				3	3	5	1	2	2	4			2	3		4		2	8	25	18.0
合計	4	14	8	19	5	13	8	22	7	12	5	14	5	11	4	11	4	12	4	11	54	139	100.0

5 令和4年 全産業における業種別・規模別死亡災害発生状況

業種別死亡災害発生状況

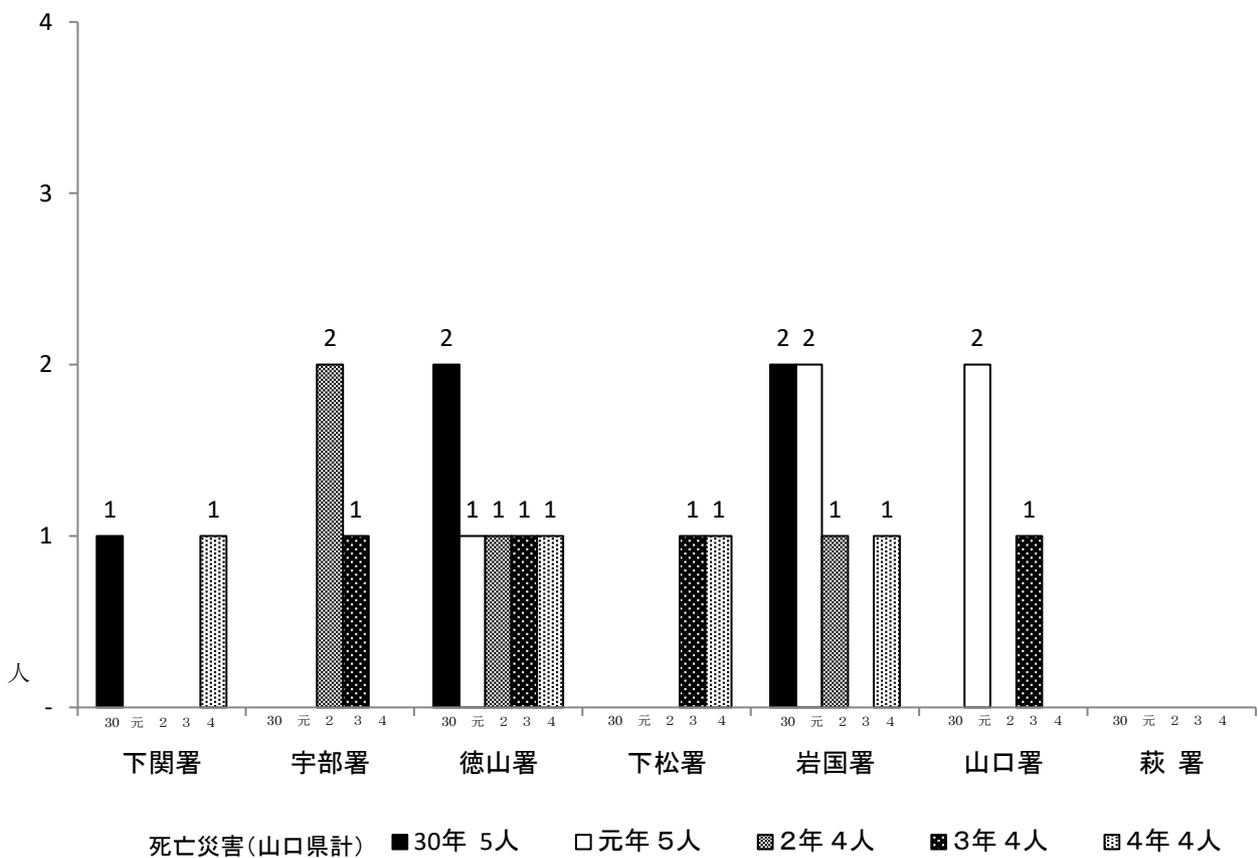
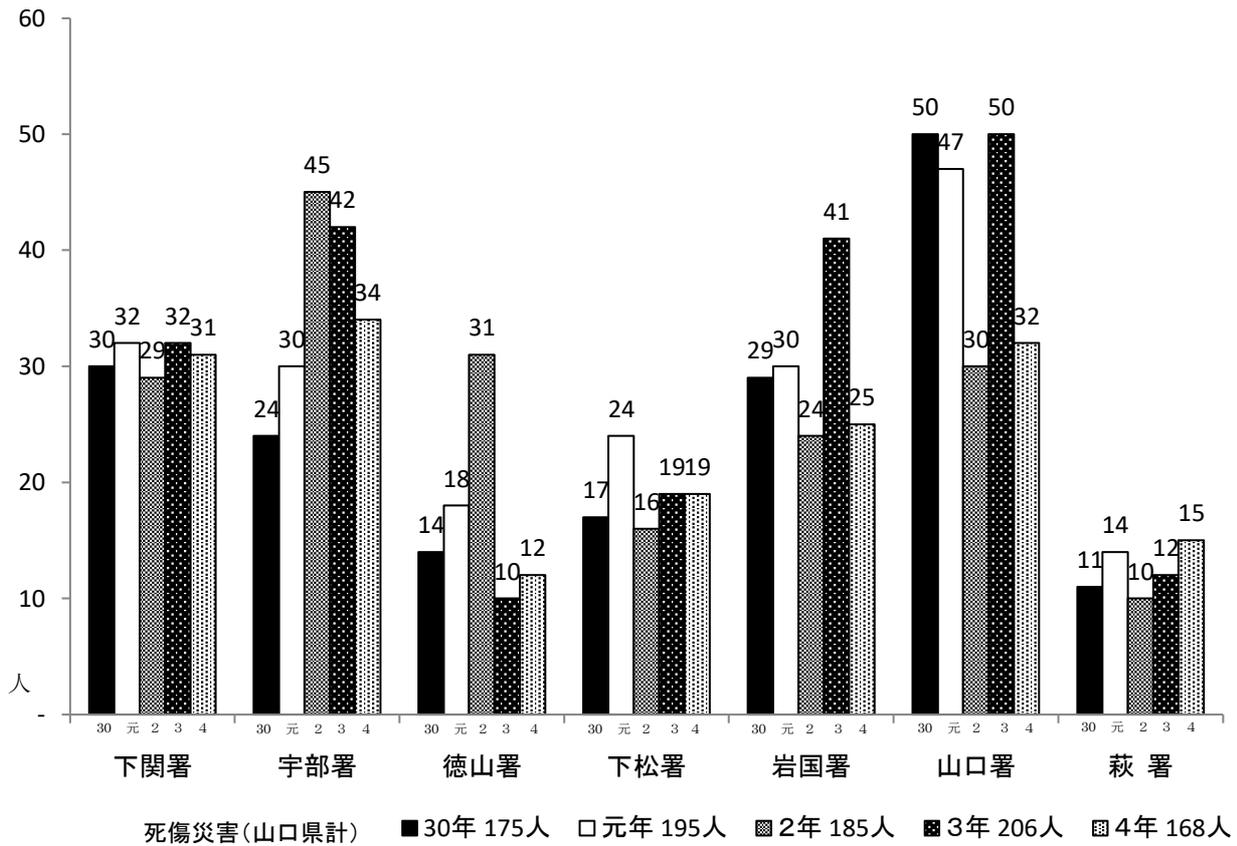


規模別死亡災害発生状況



Ⅲ 建設業の労働災害発生状況

1 労働基準監督署別の災害発生状況(建設業)(平成30年～令和4年)



3 業種別・年齢別死傷災害発生状況(令和4年)

業種別	10代		20代		30代		40代		50代		60代以上		合計	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者
土木工事				8		3	1	13		6		20	1	50
建築工事 (木造家屋建築工事を除く)				9		9		8	1	6	1	17	2	49
木造家屋建築工事				2		6		3		1		5		17
その他の建設工事				15		8	1	11		8		10	1	52
合計	—	—	—	34	—	26	2	35	1	21	1	52	4	168
構成比%	—		20.2%		15.5%		20.8%		12.5%		31.0%		100.0%	

※ 死亡は内数である。

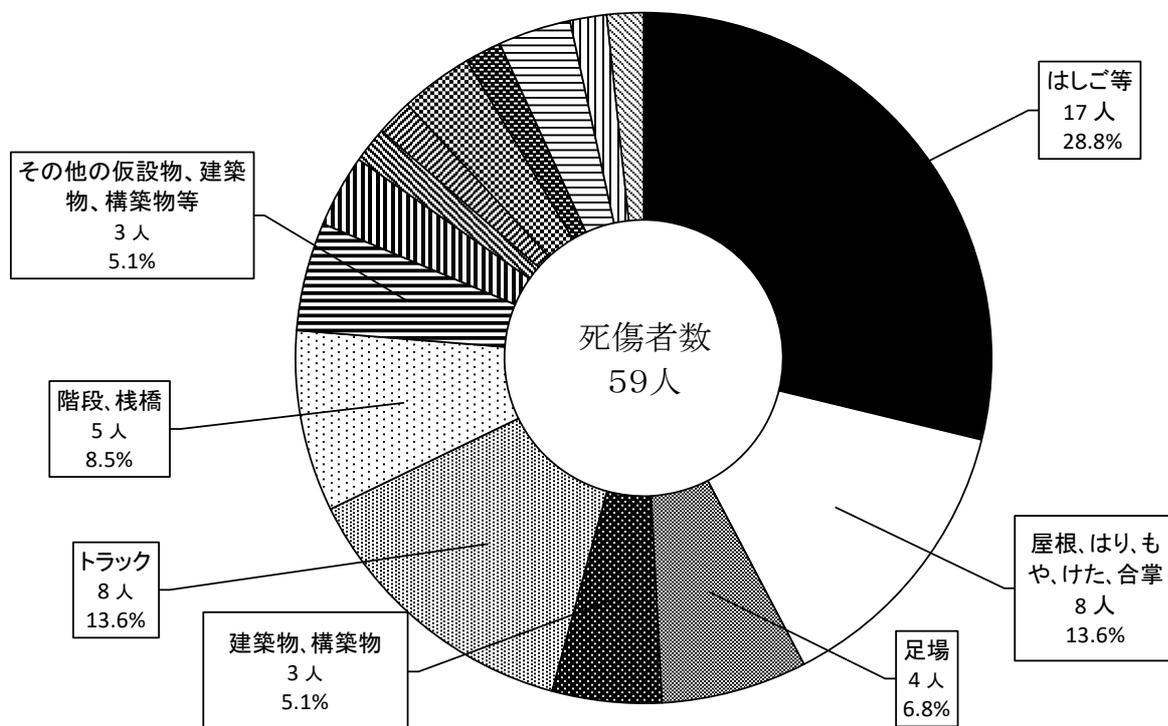
4 業種別・規模別死傷災害発生状況(令和4年)

業種別	1～9		10～29		30～49		50～99		100～299		300～		合計	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者
土木工事	1	25		17		6		2					1	50
建築工事 (木造家屋建築工事を除く)	1	24	1	19		5			1				2	49
木造家屋建築工事		12		3		1		1						17
その他の建設工事		29	1	17		4		1		1			1	52
合計	2	90	2	56	—	16	—	4	—	2	—	—	4	168
構成比%	53.6%		33.3%		9.5%		2.4%		1.2%		—		100.0%	

※ 死亡は内数である。

5 三大災害等の発生状況

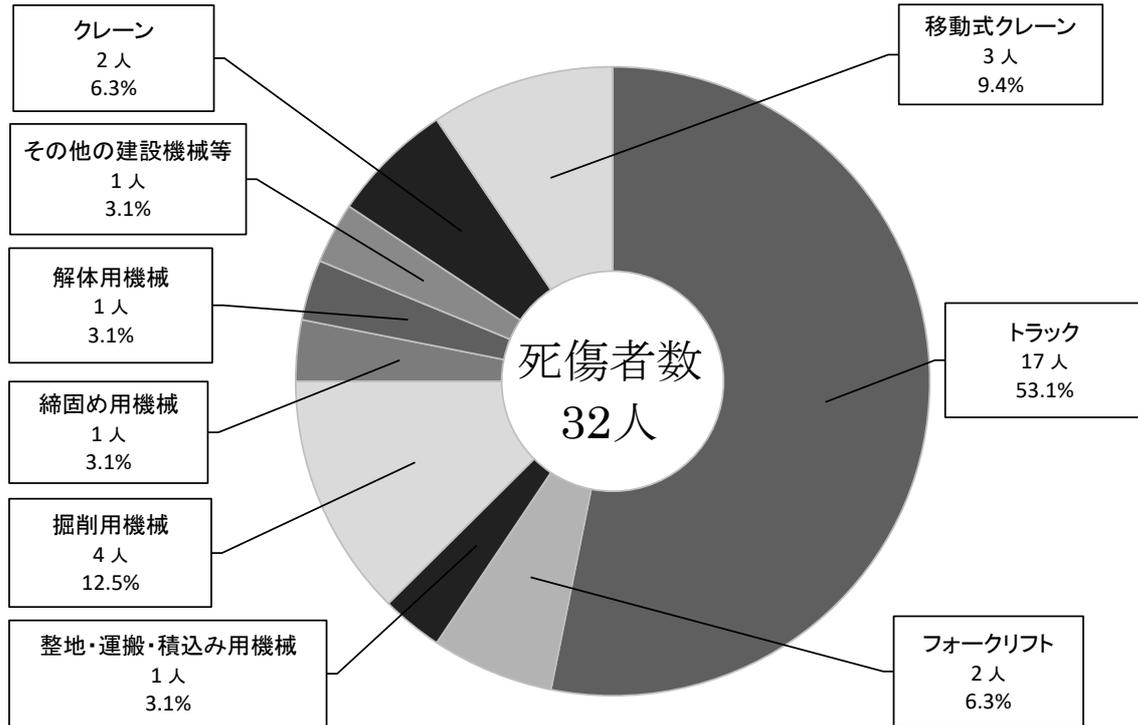
(1) 墜落・転落災害における墜落場所別の死傷災害発生状況(令和4年)



業種別 墜落場所別	土 木		建 築 (木造家屋建築除く)		木造家屋建築		その他の建設		合 計		構成比%
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	
は し ご 等		2	2	8		2	1	5	3	17	28.8%
屋 根、は り、も や、け た、合 掌				3		2		3	—	8	13.6%
足 場				2		1			—	4	6.8%
建 築 物、構 築 物		1		1		1			—	3	5.1%
ト ラ ッ ク		3		2		2		1	—	8	13.6%
階 段、棧 橋		2		1		1		1	—	5	8.5%
その他の仮設物、建築物、構築物等		1						2	—	3	5.1%
開 口 部				1				1	—	2	3.4%
通 路				1				1	—	1	1.7%
掘 削 用 機 械	1	1							1	1	1.7%
移 動 式 ク レ ー ン		1							—	2	3.4%
そ の 他 の 建 設 機 械				1					—	1	1.7%
作 業 床、歩 み 板								2	—	2	3.4%
地 山、岩 石								1	—	1	1.7%
立 木 等		1							—	1	1.7%
合 計	1	12	2	20	—	9	—	18	4	59	100.0%

※ 死亡は内数である。

(2) 建設機械・クレーン等災害における機械の種類別の死傷災害発生状況(令和4年、交通事故(道路)災害は除く)



業種別 機械の種類別	土 木		建 築 (木造建築除く)		木 造 建 築		その他の建設		合 計		構成比%
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	
ト ラ ッ ク		8		4		2		3	—	17	53.1%
フ ォ ー ク リ フ ト				1				1	—	2	6.3%
不 整 地 運 搬 車									—	—	—
整地・運搬・積み込み用機械		1							—	1	3.1%
掘 削 用 機 械		4							—	4	12.5%
基 礎 工 事 用 機 械									—	—	—
締 固 め 用 機 械		1							—	1	3.1%
解 体 用 機 械		1							—	1	3.1%
高 所 作 業 車									—	—	—
その他の建設機械等				1					—	1	3.1%
ク レ ー ン		1		1					—	2	6.3%
移 動 式 ク レ ー ン		1						2	—	3	9.4%
エレベータ、リフト									—	—	—
その他の動力クレーン等									—	—	—
合 計	—	17	—	7	—	2	—	6	—	32	100.0%

※ 死亡は内数である。

(3) 崩壊・倒壊災害における工事の種類別の死傷災害発生状況(令和4年)

該当の災害なし

(4) 建設業における交通労働災害の原因別発生状況(令和4年)

発生状況の区分		起因物		トラック		乗用車		自転車バイク		その他		計		構成比%
		死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	
自動車乗用中の災害	1 自動車に激突した		1									1	14.3%	
	停車中の自動車に激突した		1									1	14.3%	
	走行中の自動車に激突した													
	対向車線にはみ出して対向車に激突した													
	対向車線より、交差点に進入してきた、右折中の自動車に激突した													
	その他													
	2 自動車に激突された				3								3	42.9%
	停車中に激突された				1								1	14.3%
	走行中に激突された				2								2	28.6%
	対向車線よりはみ出してきた対向車に激突された													
	その他													
	3 単独での事故		1		1								2	28.6%
	工作物に衝突した		1		1								2	28.6%
	工作物に乗り上げた													
	横転した													
その他														
上記以外	4 歩行中、作業中のはねられ				1							1	14.3%	
合 計		—	2	—	5	—	—	—	—	—	—	7	100.0%	
構 成 比 %		28.6%		71.4%		—		—		100.0%				

※ 死亡は内数である。

6 建設工事の発注者別・工事の種類別災害発生状況(令和4年)

工事の種類	発注者																	合計		
	国土交通省	文部科学省	農水省	左記以外	左記以外	市町	山口県	山	市町	左記以外	電話会社	鉄道会社	道路会社	郵便局	ガス会社	電力会社	左記以外		発注者なし	
工事の発注者	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	
水力発電所等建設工事																				1
トンネル建設工事																				
地下鉄建設工事																				
鉄道軌道建設工事												2								
橋梁建設工事							2													
道路建設工事						4	1	5												3
河川土木工事									1											
砂防工事										2										
土地整理土木工事																				1
上下水道工事																				
港湾海岸工事																				
その他の土木工事	1																			4
小計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	5
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事																				
木造家屋建築工事																				
建築設備工事																				
その他の建築工事																				
小計																				
その他の建設工事																				
電気通信工事																				
機械器具設備工事																				
その他の設備工事	1																			
小計	1																			
合計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	8

※死亡は内数である。

7 死亡災害事例（R4年）

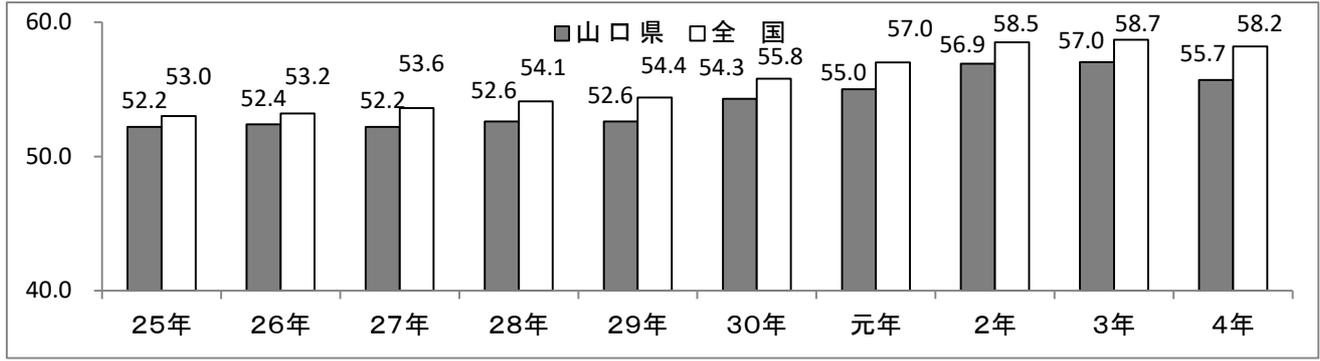
災害発生年月	業種	事故の型	起因物	災害の概要
令和4年2月	建設業	墜落、転落	はしご等	配線の撤去作業のため、はしご兼用脚立をはしごとして使用していたところ、昇降中にはしごがずれて約3.5mのところから墜落し、車止めの鉄製ポールに腹部を強打した。
令和4年6月	建設業	墜落、転落	はしご等	タンク内で燃焼灰の吸出し作業中、はしごの上から落下し、灰の中に埋没して窒息死したもの。
令和4年10月	建設業	墜落、転落	はしご等	ケーブルテレビのケーブル引込工事において、1階の屋根上から2階の屋根上へはしごを使用して昇降中、はしごの脚部が滑ってバランスを崩し地上まで墜落した。
令和4年12月	建設業	墜落、転落	ドラグ・ショベル	ドラグ・ショベルを運転して法面の仮設道路を移動中、ドラグ・ショベルごと路肩から谷側約20m下に転落したもの。

IV 参 考 资 料

労働衛生の概況

1 一般健康診断結果

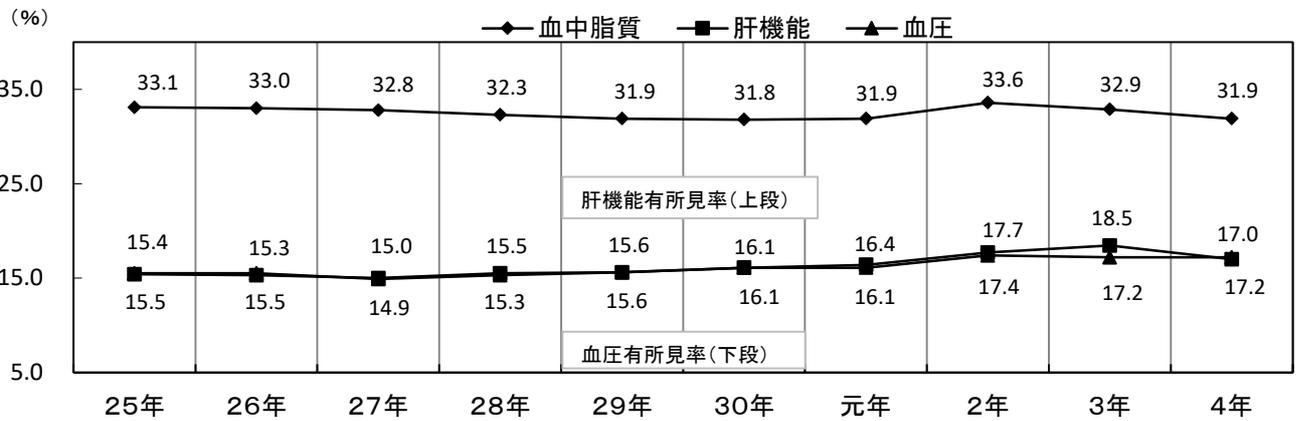
図1 定期健康診断有所見率の推移



	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
山口県	52.2	52.4	52.2	52.6	52.6	54.3	55.0	56.9	57.0	55.7
全国	53.0	53.2	53.6	54.1	54.4	55.8	57.0	58.5	58.7	58.2

※事業場規模50人以上の定期健康診断結果報告書による

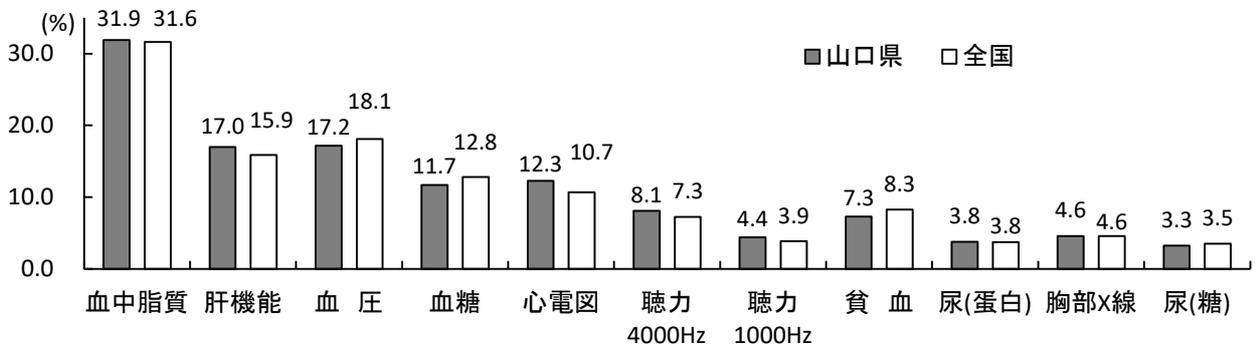
図2 定期健康診断有所見率項目ごとの推移(山口県)



	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
血中脂質	33.1	33.0	32.8	32.3	31.9	31.8	31.9	33.6	32.9	31.9
肝機能	15.4	15.3	15.0	15.5	15.6	16.1	16.4	17.7	18.5	17.0
血圧	15.5	15.5	14.9	15.3	15.6	16.1	16.1	17.4	17.2	17.2

※事業場規模50人以上の定期健康診断結果報告書による

図3 定期健康診断項目ごとの有所見率(令和4年)

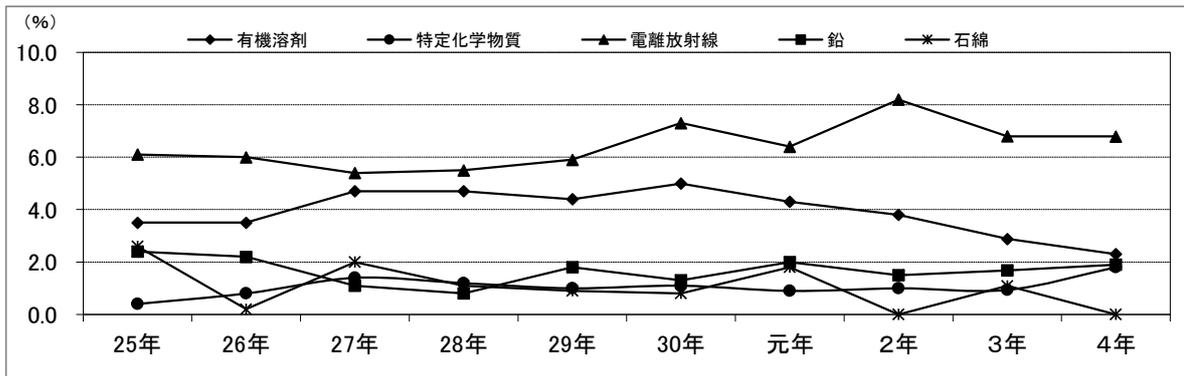


	血中脂質	肝機能	血圧	血糖	心電図	聴力 4000Hz	聴力 1000Hz	貧血	尿(蛋白)	胸部X線	尿(糖)
山口県	31.9	17.0	17.2	11.7	12.3	8.1	4.4	7.3	3.8	4.6	3.3
全国	31.6	15.9	18.1	12.8	10.7	7.3	3.9	8.3	3.8	4.6	3.5

※事業場規模50人以上の定期健康診断結果報告書による

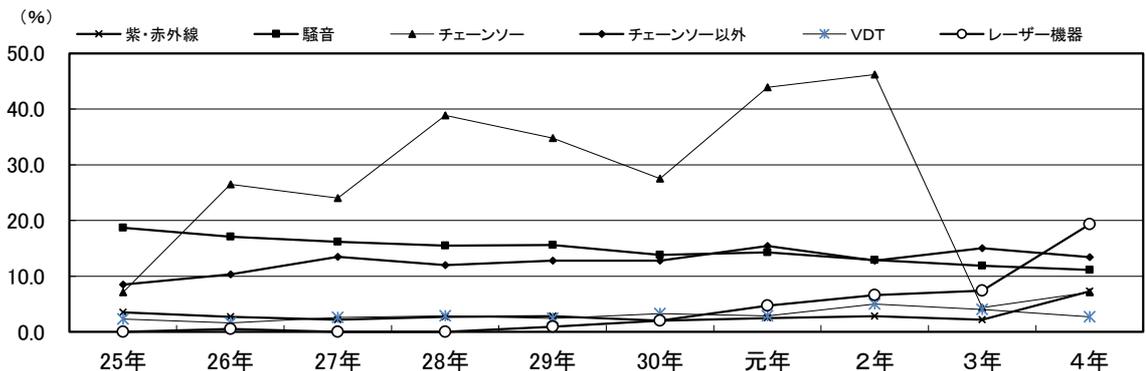
2 特殊健康診断実施結果 (山口県)

図4 法令による特殊健康診断の有所見率



	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	全国
有機溶剤	3.5	3.5	4.7	4.7	4.4	5.0	4.3	3.8	2.9	2.3	3.3
特定化学物質	0.4	0.8	1.4	1.2	1.0	1.1	0.9	1.0	0.9	1.8	1.6
電離放射線	6.1	6.0	5.4	5.5	5.9	7.3	6.4	8.2	6.8	6.8	9.9
鉛	2.4	2.2	1.1	0.8	1.8	1.3	2.0	1.5	1.7	1.9	1.4
石綿	2.6	0.2	2.0	1.1	0.9	0.8	1.8	0.0	1.1	0.0	0.9

図5 行政指導による特殊健康診断の有所見率



	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	全国	
紫・赤外線	3.5	2.7	2.2	2.7	2.8	2.0	2.5	2.8	2.2	7.3	2.7	
騒音	18.7	17.1	16.2	15.5	15.6	13.8	14.3	12.9	11.9	11.1	12.8	
振動	チェーンソー	7.1	26.5	24.0	38.9	34.8	27.5	43.9	46.2	4.4	7.1	13.4
	チェーンソー以外	8.5	10.3	13.5	12.0	12.8	12.8	15.4	12.8	15.0	13.4	5.8
VDT	2.3	1.6	2.6	2.9	2.4	3.3	2.9	5.0	4.0	2.7	8.2	
レーザー機器	0.0	0.5	0.0	0	0.9	2.0	4.7	6.6	7.4	19.3	3.9	

表1 対象業務別特殊健康診断実施状況(令和4年)

対象作業	法令によるもの					行政指導によるもの					
	有機溶剤	特定化学物質	電離放射線	鉛	石綿	紫・赤外線	騒音	振動		VDT	レーザー
								チェーンソー	チェーンソー以外		
実施事業場数	609	855	254	37	37	172	144	9	18	29	13
受診者数	10,904	25,383	4,624	377	419	2,983	8,841	42	216	2,365	249
有所見者数	254	446	314	7	0	217	985	3	29	64	48
有所見率	2.3%	1.8%	6.8%	1.9%	0.0%	7.3%	11.1%	7.1%	13.4%	2.7%	19.3%
全国有所見率	3.3%	1.6%	9.9%	1.4%	0.9%	2.7%	12.8%	13.4%	5.8%	8.2%	3.9%

3 じん肺

(山口県内の状況)

表2 年別じん肺健康診断実施状況及び管理区分決定状況

年別	適用事業場数	従事者数	実施事業場数	受診者数	管理2	管理3	管理4	有所見者数	有所見率	新規有所見者数
平成25年	995	12,597	506	5,124	43	6	-	49	1.0%	4
平成26年	1,010	13,190	512	4,904	30	1	-	31	0.6%	3
平成27年	1,038	13,151	545	5,688	36	3	1	40	0.7%	3
平成28年	1,012	14,818	599	6,034	29	2	-	31	0.6%	1
平成29年	1,032	15,050	606	6,076	27	3	-	30	0.6%	1
平成30年	1,032	14,378	613	6,271	17	4	-	21	0.3%	2
令和元年	1,018	15,859	613	6,969	12	2	-	14	0.2%	3
令和2年	973	14,322	530	5,703	21	4	1	26	0.5%	7
令和3年	1,025	14,253	577	6,388	11	3	-	14	0.2%	0
令和4年	1,058	14,155	600	5,857	14	3	-	17	0.2%	0

※適用事業所数、従業者数、実施事業場数及び受診者数は、じん肺健康管理実施状況報告による。

※管理2、管理3、管理4、有所見者数及び新規有所見者数は、事業者からのじん肺管理区分決定申請(じん肺法12条提出分及び16条申請分)による。

表3 業種別・年別・新規有所見者発生状況

業種	区分	適用事業場数	従事者数	発生年											
				23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
製造業		792	11,784	3	7	5	6	3	3	1	4	4	3	2	1
	化学工業	90	2,474												
	窯業土石製品製造業	59	1,367	2	3	1	5	1	1		1		2	1	1
	鉄鋼・非鉄金属製造業	43	1,570				1	1			1				
	金属製品製造業	248	2,065	1	2	2			1			1	1		
	一般機械器具製造業	129	1,119								1			1	
	電気機器製造業	15	112									1			
	輸送用機械等製造業	158	2,589		2	2		1			1	2			
	上記以外の製造業	50	488						1	1					
鉱業		28	321	1	0	4	0	1	2	0	0	0	1	1	
	土石採取業	21	141			4		1	1				1	1	
	上記以外の鉱業	7	180	1					1						
建設業		139	1,143	1	3	1	2	2	2	4	0	0	3	1	1
	トンネル建設工事業	1	0		1		1	1	1	2					1
	上記以外の建設業	138	1,143	1	2	1	1	1	1	2			3	1	
上記以外の事業		99	907						1		1				
合計		1,058	14,155	5	10	10	8	6	8	5	5	4	7	4	2

※ 適用事業場数及び従業者数は令和4年分のじん肺健康管理実施状況報告による。

※ 発生年ごとの新規有所見者数はじん肺管理区分決定申請による。

※ 健康診断結果の平成28年～30年については、報告書の精査再集計により一部数値が変更されている。

建設業監督実施結果(経年)

山口労働局 監督課

第1表 監督実施事業場数及び違反事業場数

工事別	区分	建設業計		
	年	監督事業場数	違反事業場数	
土木工事業	30年	188	101	(53.7%)
	令和元年	182	110	(60.4%)
	2年	156	63	(40.4%)
	3年	139	61	(43.9%)
	4年	159	72	(45.3%)
建築工事業	30年	687	486	(70.7%)
	令和元年	648	418	(64.5%)
	2年	492	302	(61.4%)
	3年	497	300	(60.4%)
	4年	516	290	(56.2%)
その他の建設業	30年	190	96	(50.5%)
	令和元年	180	51	(28.3%)
	2年	165	69	(41.8%)
	3年	193	69	(35.8%)
	4年	260	123	(47.3%)
計	30年	1,065	683	(64.1%)
	令和元年	1,010	579	(57.3%)
	2年	813	434	(53.4%)
	3年	829	430	(51.9%)
	4年	935	485	(51.9%)

第2表 違反条文別事業場件数 (令和4年度)

作業主任者違反			件数 (17)
安衛則18条	[安 14- -]	作業主任者の氏名等の周知	16
特化則27条 1項	[安 14- -]	特定化学物質作業主任者の選任	1
クレーン等による災害防止対策違反			計 (10)
クレーン則66条の2 1項	[安 20- -]	作業の方法等の決定等	6
クレーン則66条の2 2項	[安 20- -]	作業の方法等の決定等(周知)	1
クレーン則68条	[安 61- -1]	就業制限(移動式クレーン運転)	2
クレーン則76条 1項	[安 45- -1]	定期自主検査(移動式クレーン)	1
墜落・飛来落下、崩壊等の足場・高所作業等関係違反			計 (117)
安衛則518条 1項	[安 21- -2]	作業床の設置等(作業床の設置)	1
安衛則518条 2項	[安 21- -2]	作業床の設置等(墜落防止措置)	3
安衛則519条 1項	[安 21- -2]	開口部等の囲い等(囲い等の設置)	8
安衛則519条 2項	[安 21- -2]	開口部等の囲い等(墜落防止措置)	10
安衛則521条 1項	[安 21- -2]	要求性能墜落制止用器具等の取付設備等	1
安衛則526条 1項	[安 21- -2]	昇降するための設備の設置等	9
安衛則527条	[安 20- -]	移動はしご	2
安衛則537条	[安 21- -2]	物体の落下による危険の防止	1
安衛則540条 1項	[安 23- -]	通路	11
安衛則542条	[安 23- -]	屋内に設ける通路	3
安衛則544条	[安 23- -]	作業場の床面	7
安衛則552条 1項	[安 20- -]	架設通路	4
安衛則562条 1項	[安 20- -]	最大積載荷重(足場)	4
安衛則562条 3項	[安 20- -]	最大積載荷重(足場)(周知)	10
安衛則563条 1項	[安 20- -]	作業床(足場)	32
安衛則564条 1項	[安 20- -]	足場の組立て等の作業	2
安衛則567条 1項	[安 20- -]	点検(足場)(作業開始前点検)	5
安衛則567条 2項	[安 20- -]	点検(足場)(悪天候等後の点検)	2
安衛則567条 3項	[安 20- -]	点検(足場)(記録の保存)	1
安衛則570条 1項	[安 20- -]	鋼管足場	1
元方事業者、注文者の措置義務違反			計 (148)
安衛法29条 1項		元方事業者の講ずべき措置等	85
安衛則635条 1項	[安 30- -1]	協議組織の設置及び運営	5
安衛則638条の3	[安 30- -1]	計画の作成	1
安衛則646条	[安 31- -1]	型わく支保工についての措置	1
安衛則653条 1項	[安 31- -1]	物品揚卸口等についての措置	10
安衛則654条	[安 31- -1]	通路についての措置	1
安衛則655条 1項	[安 31- -1]	足場についての措置	26
安衛則655条 1項	[安 31- -1]	足場の作業床	8
安衛則655条 1項	[安 31- -1]	丸太・鋼管足場の壁つなぎ	3
安衛則655条 2項	[安 31- -1]	足場についての措置	6
安衛則655条の2 1項	[安 31- -1]	作業構台についての措置	1
安衛則664条 1項	[安 100- -1]	特定元方事業開始報告	1
機械等による危険防止対策違反			計 (37)
安衛則28条	[安 20- -]	安全装置等の有効保持	3
安衛則101条 1項	[安 20- -]	原動機、回転軸等による危険	1
安衛則117条	[安 20- -]	研削といしの覆い	1
安衛則151条の11 1項	[安 20- -]	運転位置から離れる場合の措置	1
安衛則153条	[安 20- -]	ヘッドガード(車両系建設機械)	1
安衛則155条 1項	[安 20- -]	作業計画(車両系建設機械)	9
安衛則158条 1項	[安 20- -]	接触の防止(車両系建設機械)	1
安衛則160条 1項	[安 20- -]	運転位置から離れる場合の措置	5
安衛則164条 1項	[安 20- -]	主たる用途以外の使用の制限	2
安衛則167条 1項	[安 45- -1]	定期自主検査(車両系建設機械)年次	2
安衛則168条 1項	[安 45- -1]	定期自主検査(車両系建設機械)月例	2
安衛則169条の2 1項	[安 45- -2]	特定自主検査(車両系建設機械)	2
安衛則169条の2 8項	[安 45- -1]	特定自主検査(車両系建設機械)標章の貼付	1
安衛則170条	[安 20- -]	作業開始前点検(車両系建設機械)	1
安衛則171条の6	[安 20- -]	立入禁止等	1
安衛則194条の9 1項	[安 20- -]	作業計画(高所作業車)	4

爆発・火災等、電気による危険防止対策違反			計 (10)
安衛則263条	[安 20- -]	ガス等の容器の取扱い	2
安衛則329条	[安 20- -]	電気機械器具の囲い等	1
安衛則331条	[安 20- -]	溶接棒等のホルダー	1
安衛則338条	[安 20- -]	仮設の配線等	4
安衛則349条	[安 20- -]	工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止	1
安衛則352条	[安 20- -]	電気機械器具等の使用前点検	1

有害業務に係る法違反			計 (70)
石綿則3 条 1項	[安 22- -]	事前調査及び分析調査	9
石綿則3 条 5項	[安 22- -]	事前調査及び分析調査(書類の保存)	2
石綿則3 条 6項	[安 22- -]	事前調査及び分析調査(掲示)	23
石綿則4 条 3項	[安 22- -]	作業計画	1
石綿則4 条の2 1項	[安100- -1]	事前調査の結果等の報告	23
石綿則6 条 1項	[安 22- -]	吹き付けられた石綿等の除去	1
石綿則15 条	[安 22- -]	立入禁止措置	1
石綿則33 条 1項	[安 22- -]	喫煙等の禁止	1
石綿則34 条	[安 22- -]	掲示	1
石綿則35 条の2	[安 22- -]	作業計画による作業の記録	3
特化則24 条	[安 22- -]	立入禁止措置	1
特化則38 条の4	[安 22- -]	作業の記録	1
粉じん則27 条 1項	[安 22- -]	呼吸用保護具の使用	2
有機則36 条	[安 22- -]	空容器の処理	1

その他安全衛生関係違反			計 (10)
安衛法61 条 3項		就業制限	1
安衛法101 条 4項		法令等の周知	1
安衛令20 条 12号	[安 61- -1]	就業制限(建設機械運転)	1
安衛令20 条 16号	[安 61- -1]	就業制限(玉掛け)	1
安衛則41 条	[安 61- -1]	就業制限についての資格	1
安衛則86 条 1項	[安 88- -]	計画の届出等	1
安衛則242 条	[安 20- -]	型枠支保工についての措置等	3
安衛則362 条 1項	[安 21- -1]	埋設物等による危険の防止	1

第3表 措置の種類別違反事業場数

区分	建設業計					
	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
使用停止等命令書	106	90	96	66	39	24

※ 使用停止等命令書の内容

	対象物	命令の内容	件数
①	作業床の端や開口部に墜落防止のための措置がない	立入禁止・変更命令	13
②	足場の作業床に墜落防止のための措置がない	作業停止・変更命令	6
③	丸太足場又は鋼管足場であって壁つなぎ又は控えが設けられていない	立入禁止	1
④	回転物・丸鋸・研削といし等の覆いが設けられていないもの	使用停止	4

第4表 送検 事業場数(建設業)

	労働災害	労災かくし
平成29年度	5	0
30年度	5	3
令和元年度	0	0
2年度	6	4
3年度	3	0
4年度	4	0
合計	23	7